

告 示

埼玉県告示第七十七号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市境界点座標変換業務（南部・二十九））

三 作業地域

さいたま市桜区大字大久保領家地内外

四 作業期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年三月二十三日まで